

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第400号)

平成17年8月25日

横 情 審 答 申 第 400 号

平 成 17 年 8 月 25 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成17年1月24日教教労第540号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「教育委員会が横浜市教職員組合に渡した教職員の自動車通勤にかかる  
文書（平成16年1月から3月まで）」の非開示決定に対する異議申立てにつ  
いての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「教育委員会が横浜市教職員組合に渡した教職員の自動車通勤にかかる文書（平成16年1月から3月まで）」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「教育委員会が横浜市教職員組合に渡した教職員の自動車通勤にかかる文書（平成16年1月から3月まで）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成16年10月14日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のとおり要約される。

実施機関は、横浜市教職員組合へ実施機関の考え方を示し意見を聴取するために、平成16年1月から平成16年3月の間に、当該職員団体と打合せを行ったが、その場において、実施機関は、異議申立書に記載のある「平成16年2月17日付総会会務報告（2月総会）の(3)車通勤・校内駐車の許可基準について＝教職員労務課より素案の提示＝」及び「自家用車通勤・校内駐車・公務使用許可基準市教委素案」の内容を口頭で説明しており、資料として配付しておらず、作成・保有していない。

よって、本件申立文書は存在せず保有していないことから、条例第10条第2項の規定に基づき非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分理由は、「当該請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため」とあるが、異議申立書の添付資料より、本件申立文書が存在したものと類推できる。資料には、「(3)車通勤・校内駐車の許可基準について＝教職員労務課より素案提示＝」と、「04年2月自家用車の「通勤・校

内駐車・公務使用」について市教委素案提示」とあり、双方の文書の内容の記述の仕方において、行政から何らかの文書提示がされない限り、記述が不可能であると判断できる。

- (2) 実施機関は非開示の決定理由として、平成16年1月から平成16年3月の間横浜市教職員組合と打合せを行い、異議申立書にある「教職員労務課よりの素案」「市教委素案」の内容を口頭で説明しているが、資料として配付はしておらず、作成保有していませんとし、条例第10条第2項を根拠にして開示しない旨の決定をなしたと主張している。

以上の理由に対して以下の意見を述べる。

ア 異議申立てにある2つの文書を比較検討した時、内容的一致はもとよりその記述の形式的な一致を考えたとき、当局の口頭での説明を筆記してまとめたものとは思えない。

イ もし口頭説明だけとすれば、口頭説明をする時当局側には説明のための文書があり、それを逐語的に筆記できる速度での口頭説明でなければあのような資料作成は不可能なことだと思う（またはテープなどの紙以外の資料がなければ不可能である。）。もしそうだとすれば、資料を作成せず保有をしていないということは形式的なことにすぎず、実質的には開示したものと判断すべきであり、条例第10条第2項の趣旨に該当するものではない。

ウ 当局が口頭説明した時の当局側が保有していた文書を提示していただきたい。その文書と異議申立てにある文書との比較をすれば、事実は明らかになることと思う。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

市立学校に勤務する教職員の「自家用車通勤」、「通勤用自家用車の学校敷地内駐車」を原則として禁止することを教育長が小・中・盲ろう養護学校長に対し、平成16年11月1日に通知している。

この教職員の自家用車通勤に係る取扱いを検討するに当たって、実施機関が横浜市教職員組合との打ち合わせや交渉などの際に渡した教職員の自家用車通勤に関する資料のうち、平成16年1月から3月までの間に渡したとされるものが本件申立文書である。

- (2) 本件申立文書の不存在について

- ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないとしている。
- イ このため、当審査会では、平成17年5月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。
- (ア) 平成16年2、3月の時点では、今後、教職員の自家用車通勤問題についての基準を策定するに当たっての参考とするために、校長会及び職員団体に対して、どういう意向を持っているか意見聴取をしていた。意見聴取は、相手方の反応、意向をつかむということが主目的であったので、この時点で実施機関の考え方や方針は作っておらず、校長会及び職員団体に文書は渡していない。
- (イ) 平成16年2月に各種校長会に対し、会長1人と教職員労務課職員2人程度の数人で、口頭で意思疎通を図りつつ意見を聴取している。横浜市教職員組合については、組合側3、4人、教職員労務課3、4人で意見を聴取している。このように少人数であったため、資料がない状態でも意見聴取が可能であった。
- (ウ) 意見聴取に当たっては、他都市の職員団体のホームページに掲載されていた自家用車通勤問題に関する資料を手持ち資料として利用したが、相手方には渡していない。この資料については、ホームページでの閲覧が可能であるので、成案を策定する段階で廃棄しており、現在は保有していない。
- (エ) 平成16年8月中旬に教職員の自家用車通勤についての考え方をまとめた概要の資料を横浜市教職員組合に渡しており、9月中には残りの職員団体にも同じものを渡している。
- ウ このように、実施機関は、平成16年1月から3月までの間は、職員団体に資料を渡していないとしている。一方、申立人は、横浜市教職員組合が作成した平成16年9月16日付自家用車に関わる諸課題についての資料には「04年2月自家用車の「通勤・校内駐車・公務使用」について市教委素案提示」と記載されており、また、校長会が作成した平成16年2月17日付会務報告の資料にも「車通勤・校内駐車 of 許可基準について = 教職員労務課より素案の提示 = 」と記載されていることから、横浜市教職員組合に渡された資料が存在するはずであると主張している。
- エ このため、当審査会では、申立人が異議申立書に添付した資料を見分し、平成16年2月17日付の校長会の資料と平成16年9月16日付の横浜市教職員組合の資料を比較したところ、細かい部分では若干相違があるものの、ほぼ同様の内容であることが認められた。平成16年9月16日付の横浜市教職員組合の資料は、実施機

関が平成16年8月に提示した概要案に基づき作成されたと考えられるものである  
ので、平成16年2月に作成された校長会の資料がこれと同様の内容であるという  
ことは、平成16年2月には実施機関が教職員の自家用車通勤問題についての原案  
を持っていたと考えることが自然である。

オ しかし、実施機関は、平成16年2、3月の時点では基準作りのために意見聴取  
をしている段階であり、案を持っていたものではなく、他都市の職員団体のホー  
ムページに掲載された自家用車通勤問題の資料のみを参考資料として話をし、相  
手方の意向や反応を確認していたとしている。

カ 当審査会では、実施機関は手持ち資料として用いた他都市の職員団体のホーム  
ページの資料は既に廃棄したとしているため、調査を行ったところ、他都市の職  
員団体のホームページに自家用車通勤問題について掲載されていることが確認さ  
れた。このホームページが当時手持ち資料として用いられたものと同じものであ  
るかは、手持ち資料が既に廃棄済みとされているため確認できないが、このホー  
ムページと平成16年2月17日付会務報告とを比較したところ、相違点が多く、こ  
の資料だけを手持ち資料として意見聴取を行い、実施機関の口頭説明の内容から  
会務報告に記録されている素案が書き記されたとは考えがたいところである。

キ さらに、非開示理由説明書には「平成16年2月17日付総会会務報告（2月総  
会）の（3）車通勤・校内駐車 of 許可基準について = 教職員労務課より素案の提  
示 = 」及び「自家用車通勤・校内駐車・公務使用許可基準市教委素案」の内容を  
口頭で説明しており、資料として配付していないため、作成、保有していない」  
と記載されており、手持ち資料など配付はしていない資料がほかに存在するの  
ではないかと疑念を抱かせるような説明がなされている。

ク 資料は存在しないという実施機関の説明に対しては、このような疑問があるが、  
実施機関からは、意見聴取を口頭で行ったとする説明のみであり、なぜ、平成16  
年2月17日付の文書と平成16年9月17日付の文書がほぼ同様なものであるのかと  
いうことについての合理的な説明はなかった。

ケ このため、当審査会としては、実施機関に対し、配付資料や手持ち資料が存在  
しないか再度確認したが、手持ち資料とした他都市のホームページの資料につい  
ては廃棄済みであり、ほかに資料は用いていないとの説明は変わらなかった。さ  
らに、実施機関に關係書類を提出させ、調査を行ったが、平成16年11月1日付の  
通知についての決裁文書よりも前のものは存在せず、校長会及び横浜市教職員組

合との意見聴取等に用いられた配付資料や手持ち資料の存在を認めることはできなかった。

コ したがって、当審査会としては、配付資料及び手持ち資料の存在を認めることができない以上、実施機関が本件申立文書は存在しないとして非開示とした決定については、結果として妥当であると判断せざるを得ない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

なお、今回の何も資料が残っていないとする教育委員会の主張は、それのみでは合理的な説明をしているとは言いがたい。市民に対して説明責務を全うするためには、決裁文書だけではなく、経過の分かる文書も適切に管理することが必要である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年1月24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年2月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月14日 (第59回第一部会)	・審議
平成17年4月28日 (第60回第一部会)	・審議
平成17年5月12日 (第61回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年6月9日 (第63回第一部会)	・審議
平成17年7月14日 (第64回第一部会)	・審議